

2025 年 5 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2025 年 税理士受験対策シリーズ 事業税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。
法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。
ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2025 年 税理士受験対策シリーズ
事業税 理論サブノート（2024 年 8 月 22 日第 24 版発行）
ISBN 978-4-86783-136-6

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
P. 21 〔4〕 (8)	管理組合法人、マンション建替組合等 ↓ 再生
P. 35 〔5〕	問題 2-6（追加版）とあわせてご利用ください。

〔5〕 純支払賃借料の算定方法 （法72の17）★★

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額^(注1)からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料^(注2)の合計額を控除した金額による。

（注1）支払賃借料のうちその事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもので一定のもの及びその事業年度において支出されるもので一定のものをいう。

（注2）受取賃借料のうちその事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものをいう。

（注3）支払賃借料とは、法人が土地又は家屋の賃借権（法人税法に規定するリース取引に係るものを除く。）、地上権、永小作権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払うこととされている金額をいう。

（注4）受取賃借料とは、法人が賃借権等の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払を受けることとされている金額をいう。